

(株)香島津の発行する『能登食祭市場商品券』をお持ちのお客様へ

お取り扱い終了に伴う払い戻しのご案内

(株)香島津は、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり商品券の払い戻しを行います。

未使用残高のある当該商品券をお持ちのお客様は、期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

◎払戻商品券 未使用残高のある(株)香島津の発行する
「能登食祭市場商品券」(1,000円券)



◎払戻期間 平成29年1月10日(火)から平成29年4月30日(日)まで

◎払戻場所 (株)香島津事務所(七尾市府中町員外13-1) 火曜定休

◎お申出方法 当該商品券をご持参の上、口頭にてその旨お申し出ください

◎払戻方法 お申出時に、当該商品券と交換に未使用残高を現金にてお支払い致します。

お問い合わせ先

能登食祭市場 株式会社 香島津

☎ 0767-52-7071